労働基準法施行規則第35条専門検討会開催要綱

1 開催目的

労働基準法施行規則別表第1の2(以下「労基則別表第1の2」という。)及びこれに基づく告示は、業務上疾病の範囲を明確にし、事業主の災害補償の義務の履行の確保を図るとともに、業務上疾病の災害補償に係る請求権の行使をより容易にする重要な役割を果たしている。

また、労基則別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲については、労働環境の変化に 伴い新たな要因による疾病が生じうることから、昭和53年に行われた現行規定への改正 以降、定期的に医学専門家による検討を行っているところである。

前回検討を行った平成21年度以降、新たな化学物質による疾病について「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」(以下「分科会」という。)を開催して検討を行っていたところであり、平成25年3月に同分科会の検討結果が取りまとめられたほか、印刷事業場で発生した胆管がんといった新たな業務上疾病の発生がみられること等から、厚生労働省労働基準局労災補償部長が医学の専門的知識を有する者を参集し、最新の医学的知見に基づき、労基則別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲についての検討を行うものとする。

2 検討会の構成及び検討事項

- (1) 検討会の構成
 - ア 本検討会は、別紙の臨床医学、病理学、衛生学等の医学専門家を参集者とする。
 - イ 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
 - ウ 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができる。

(2) 検討事項

- ア 平成25年3月に取りまとめられた分科会の検討結果を踏まえ、新たに労基則別表第1の2に追加すべき疾病の有無等を検討する。
- イ 「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の検討結果を踏ま え、新たに労基則別表第1の2に追加すべき疾病の有無等を検討する。
- ウ 平成22年にILO第194号勧告の職業病リストに新たに追加された疾病のうち、分 科会で検討を行った疾病以外の疾病について、新たに労基則別表第1の2に追加すべき疾病の有無等を検討する。

3 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書の場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、平成25年4月11日から施行する。

「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」 参集者名簿 (五+音順)

氏名	所属・役職(専門)
神澤 好治	学校法人北里研究所 常任理事 (衛生学)
あっただし 阿部 直	東海大学 医学部教授(呼吸器内科学)
えんどう ぎんじ 圓藤 吟史	大阪市立大学大学院 医学研究科教授(産業医学)
^{おおまえ} かずゆき 大前 和幸	慶應義塾大学 医学部教授(疫学・産業中毒学)
さくらい はるひこ 櫻井 治彦	公益財団法人産業医学振興財団 理事長(公衆衛生学)
たきかわ はじめ 滝川 一	帝京大学 医学部教授(内科学)
なかぬま やすに 中沼 安二	金沢大学大学院 医薬保健学総合研究科教授(病理学)
まっめ まこと 夏目 誠	大阪樟蔭女子大学大学院 人間科学研究科教授(精神衛生学)
西村 重敬	埼玉医科大学 医学部教授(循環器内科学)
ばすぎ のりひこ 馬杉 則彦	一般財団法人労災サポートセンター 会長(脳神経外科学)
ベッダ もろえ 別府 諸兄	聖マリアンナ医科大学 教授 (整形外科学)
チャチ ようじ 三上 容司	横浜労災病院 副院長(整形外科学)
やまだ よしお 山田 義夫	大阪労災病院 名誉院長(循環器内科学)
ゆき としかず 由佐 俊和	千葉労災病院 副院長(呼吸器外科学)